

レンタル予約フォーム

NO.

予約日: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	甲(お客様)	乙
所在地		京都府亀岡市宮前町猪倉箱谷5
社名		株式会社倫敦商会
代表社名	印	代表取締役 西澤建史 印
担当		tel/ 0771-26-2812
電話番号		fax/ 0771-26-2813

記載事項

1 契約対象品目及びレンタル料金は 以下の通り/別表に示す(納品書・請求書No. _____)

品名	数量	単価	金額
保証金			¥
配送費用			¥
消費税			¥
合計			¥

2 契約対象品目の設置場所

所在地
事業所名

3 契約期間

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

4 レンタル料金支払い方法

- 1 現金払い 2 お振込

5 レンタル料金支払い期日

- 1 平成 年 月 日全額支払い。

2 長期に亙るレンタルについての支払方法

--

レンタル契約約款

第一条 (レンタル契約)

- 1 株式会社倫敦商会(以下乙という)は、お申込者(以下と甲いう)に契約対象品目をレンタル(賃貸)し、甲はこれを自己の営業のために借り受けます。
- 2 甲と乙のレンタル契約(以下本契約という)は乙所定の手続き後、本契約の承諾となる行為をした時に成立します。

第二条 (物件の引渡し)

- 1 物件は乙の指定する管理地において甲に引き渡すものとします。
- 2 甲および乙は引渡しの際に物件の現状確認を行います。甲の確認がない場合も乙の現状確認による管理地引渡しによって引渡しは完了されたものとします。
- 3 天災・事故など何らかのトラブルにより到着日の遅延が起こる可能性がございますので、その際はご了承下さい。
- 4 貸し出し後のイメージの相違によるクレームはお受け出来兼ねます。

第三条 (レンタル期間)

レンタル期間は本契約書に記された期間(指定到着日から現地発送日まで)とします。

第四条 レンタル料の支払い)

- 1 甲は本契約書に記されたのレンタル料総額を記載の支払い方法により乙に支払います。
- 2 延長の場合は家具 価格の2%/1日、小物類 金土日祝日料金/1日となります。
商品返却時にお支払い、または商品返却後メールにてご請求します。
- 3 返却期限が早まった場合でも、一部返金は致し兼ねます。

第五条 (物件の使用)

- 1 甲は引渡し完了時から、善良な管理者の注意を持って使用し、また甲は甲の費用負担で、常に物件が正常に保持できるよう、保守、点検、整備します。
- 2 甲は、物件が損傷した場合、直ちに乙に通知するとともに、原因のいかんに関わらず、乙の規定に基づき甲の費用負担でこれを解決します。

第六条 (中途解約の禁止)

甲は本契約成立後、レンタル期間満了までの間、原則として本契約を解除できないものとします。
商品発送後のキャンセルは受付は出来兼ねます。

第七条 (物件の所有権侵害行為の禁止等)

- 1 甲は物件を第三者に譲渡したり、担保に供する等、物件の所有権を侵害する行為はできません。また、甲は乙の書面による承諾を得なければ、次の行為はできないものとします。
 - 1 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 - 2 物件の現状を変更すること。
 - 3 物件の占有を移転したり、物件を合意の設置場所から移動すること。
- 2 甲は第三者が物件について権利を主張したり、保全処分や強制執行等により物件の所有権が侵害されるおそれのある場合、その侵害を防止するとともに、直ちに乙に通知します。

第八条 甲は、物件が盗難、紛失、滅失等により、使用不能となった場合、直ちに書面をもって乙に通知するとともに、原因のいかんに関わらず乙に規定に従い、損害賠償を支払います。なお、この支払いがなされたときは、本契約は終了するものとします。

第九条 (期限の利益喪失)

甲は次の各号のいずれかに該当した場合、乙からの通知催告を要せず、本契約に基づく債務の履行について当然に期限の利益を失い、物件を乙に返還するとともに、債務の残額をただちに乙に支払います。

- 1 本契約に基づく債務の履行を遅延した場合。
- 2 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払いを停止した場合。
- 3 差押え、仮差押、仮処分の申し立て、または滞納処分を受けた場合。
- 4 破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生の申し立てを受けた場合。または自らこれらの申し立てをした場合。
- 5 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となる場合。